

“深谷の暮らし”支援策

各支援策の詳しい内容や申請方法についてはこちら👉



※この一覧は一部の支援策の概要等をまとめた情報です。詳細は各問合せ先にご確認ください。

暮らし支援



住宅や引越しなどへの支援

注目!!

ごみ収集週5日！

ごみ収集は週5日、燃やせるごみは祝日を含めて週4日収集で市民の皆様から大好評！！なお、隣接4市は週2回程度

環境衛生課
048-578-7332

移住支援金

補助額：テレワーク支援・引越支援・新生活支援 各3万negi
(子ども加算・県外加算・Uターン加算) ※「negi」は地域通貨の単位です
主な要件：①令和7年10月1日以降の転入、②市内に住宅を取得、③40歳未満

企画課
048-574-8096

住宅用省エネ設備 設置費補助金

対象：住宅用省エネ設備で要件を満たすものを設置すること
補助額：6万円から20万円(設備・条件による)

環境課
048-577-6539

勤労者住宅資金 貸付制度

対象：市内に居住する(見込み含む)勤労者による住宅の新築・増改築・購入(中古を含む)や宅地購入 融資額：500万円以内

商工振興課
048-577-3409

住宅耐震診断 補助金交付事業

対象：建築士法第2条第1項に規定する建築士が実施する耐震診断
助成額：診断費用の2分の1 (上限5万円)

建築住宅課
048-574-6655

※昭和56年5月31日以前に
工事着手した住宅である
ことなどが要件

木造住宅耐震化 補助金交付事業

対象：耐震診断により安全でないと診断された木造住宅の耐震改修工事 助成額：改修費用の3分の1 (上限30万円)

結婚新生活支援 補助金

補助額：引越費用・住居費・リフォーム費用等 最大60万円

協働推進課
048-574-6658

注目!!

子育て支援



保育施設利用時の 経済的支援

- ①保育料完全無償化！
- ②第3子以降の『副食費』が無料！
- ③第3子以降の『私立幼稚園プレクラス（未就園児）保育料』25,700円／月まで補助
- ④未就園児が一時預かりを利用した場合、利用料金を一部補助

保育課
048-574-8648

※認可外保育施設の保
育料無償化、プレクラ
ス保育料及び一時預か
り利用料金の補助は申
請手続きが必要（一部
要件あり）

全小学校に 学童保育室を設置

すべての小学校敷地内(隣接含む)に学童保育室を設置済みで、まち全体で放課後の児童の安全と保護者の安心を確保！

子育て支援 センターの設置

市内に17カ所設置！経験豊かな保育士などが気軽に育児相談をサポート。子育てイベントも魅力！

子育て支援



市立幼稚園の保育サービスの充実

全園で充実の保育サービス実施(①3歳児学級の実施、②平日、長期休業中も18時までの預かり実施、③毎日、給食の提供あり)

小中学校給食の無償化

内容：深谷市立小中学校の給食を無償化、私立小中学校に在籍する者にも給食費相当額を給付
補助額(年額)：小学校上限60,500円、中学校上限72,600円

不妊治療費補助事業

不妊治療を受けたかたを対象に、1回あたり上限10万円の治療費を補助 ※要件を確認の上、申請手続きが必要

早期不妊検査費補助事業

内容：夫婦ともに受けた検査
補助額：上限2万円もしくは3万円 ※要件を確認の上、申請手続きが必要

不育症検査費補助事業

内容：夫婦ともに受けた検査または妻のみが受けた検査
補助額：上限2万円もしくは3万円 ※要件を確認の上、申請手続きが必要

こども医療費助成

0歳から18歳年度末まで通院・入院医療費を助成※被扶養者でない児童は対象外
各種医療保険制度による医療費の一部負担金を助成

0歳児子育て支援金

対象：住民登録のある対象児童(0歳児)の養育者(同居の父母等)のかたに地域通貨を支給 支給額：第1子5万円相当 第2子以降3万円相当

教育総務課
048-574-5811

保健センター
048-575-1101

こども青少年課
048-574-6646
※申請手続きが必要

固定資産税の減額制度



認定長期優良住宅(家屋)に係る減額

令和13年3月31日までに新築され、長期優良住宅の認定を受けた家屋
減額：新たに課税される年度から5年度分の固定資産税の2分の1を減額
(1戸当たり120平方メートル分まで)

住宅の省エネ改修に係る減額

令和13年3月31日までに窓の改修工事を含む断熱改修工事をした場合(併せて太陽光発電設備を設置した場合も対象)
減額：改修した年の翌年度の固定資産税の税額を3分の1を減額
(1戸当たり120平方メートル分まで)

住宅耐震改修に伴う減額

令和13年3月31日までに耐震改修工事を施工した家屋
減額：改修した年の翌年度の固定資産税の2分の1を減額(1戸当たり120平方メートル分まで)

長期優良住宅の認定制度

認定を受けた建築物は税制の優遇措置が適用(住宅ローン減税の拡充、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の負担軽減措置など)

低炭素建築物の認定制度

認定を受けた建築物は『低炭素建築物』として税制の優遇(住宅ローン減税の拡充、登録免許税軽減措置)や容積率の緩和等が受けられる

資産税課
048-574-6638

※「住宅の省エネ改修」及び「住宅耐震改修」に係る減額措置を受ける場合で、長期優良住宅の認定を受けた場合は固定資産税額の3分の2になります。

建築住宅課
048-574-6655

※着工前の申請必須。着工後の申請は受付不可。

認定制度

